

～HACCPハード事業を活用しませんか～

令和7年度補正予算：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業のご案内

1. はじめに

次のようなことで困っていませんか？



輸出に挑戦するぞ！

HACCP等の認定・認証の無いものは
買いません！



HACCP等対応の設備投資・・・
輸出したいけど負担が・・・



外国
(取引先)

それ、HACCPハード事業で支援できます！

2. HACCPハード事業で支援できること

HACCPハード事業では以下の2事業を支援できます。

施設等整備事業

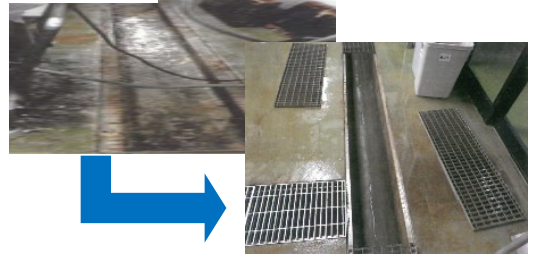


加工場の新設・改修



施設整備・改修
(クリーンルーム設置)

排水溝



施設整備・改修 (排水溝)



施設整備・改修
(パーティション設置)



機器導入・更新
(超高速凍結機)

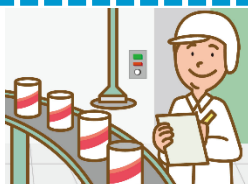


機器導入・更新
(HACCP対応ライン一式)



機器導入・更新
(枝肉冷蔵庫)

効果促進事業



HACCPの実践指導



HACCPの教育



認証取得の検査

（1）対象となる取組

HACCPハード事業は、食品製造事業者等の皆さまが行う**輸出先国等の規制・条件**（食品衛生、ハラール・コーシャ等）**に対応するために必要となる施設の新設及び改修、機器の導入・更新に係る経費**を支援します。
（施設等整備事業）

また、上記の施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。（効果促進事業）

対象となる規制

- ✓ 輸出促進法第17条の施設認定
- ✓ 検疫、添加物等の規制
- ✓ ISO22000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA※への対応、ハラール、コーシャ、JFS-B、有機JAS等

※米国食品安全強化法

事業の活用例

【事業実施主体】
（株）港製菓
（新潟県新潟市）



【事業内容】
米国・欧州等への冷凍和菓子の輸出に向けたFSSC22000認証取得のため蒸練機を導入

【事業実施主体】
（株）南予ビージョイ
（愛媛県宇和島市）



【事業内容】
米国・欧州へのブリ等の輸出に向けた対米・対EU-HACCP取得のためガッターマシンを導入

【事業実施主体】
（有）渡辺水産
（青森県むつ市）



【事業内容】
米国、台湾等への冷凍蒸しホタテの輸出に向けた対米HACCP認定更新のため断熱防水パネルを改修

ポイント

以下に該当する取組が対象です。

- ✓ 輸出先国の**政府や取引先が求めるHACCP等の規制に対応する**
- ✓ 規制対応に際し、要求事項に対応した**施設・機器の整備が必要**

（2）事業実施主体

✓ 法人

（食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者）

（法人格を有する農林漁業者の組織する団体が、食品の製造や加工、流通の事業を行う場合も含まれます。）

✓ 地方公共団体

（3）補助率、補助上限額

補助率は1/2、補助上限額は6億円です。ただし、施設の新築、増築を申請する場合は「掛かり増し分※」のみが補助対象です。



封函機



床改修



輸出専用ミキサー



パーティション設置

機器の導入

施設改修

機器導入費、
施設改修費の
半額を補助できます！

水産加工場→



施設新設・増築

施設新設に係る経費
（掛かり増し分※）
の半額を補助できます！

※基礎部分等は対象外です。詳しくは問9をご覧ください。

ポイント

✓ 補助率は1/2、補助上限額は6億円

R7年度補正から上限額を
引き上げました！

(4) 事業対象確認フロー図

事業対象確認フロー図

輸出に取り組みたい
(開始・拡大のいずれも可)

はい

輸出したい品目は農林水産物・食品か（※1）

いいえ

はい

輸出先国の政府が定める
規制があるか（※2）
例：輸出促進法第17条に定める施設認定や、検疫、添加物等の規制

いいえ

はい

はい

取引先に国際認証の取得を求められている
例：FSSC22000、JFS規格等の認証

認定・認証等を取得するために
要求事項に対応した施設、機器の整備が必要

いいえ

いいえ

はい

HACCPハード事業の対象です！

HACCPハード事業の対象ではありません

※1：ここでいう「農林水産物」とは農林水産省ウェブページの「農林水産物輸出入情報・概況 (https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/joho_gaikyo.html)」の「農林水産物の対象範囲 [joho_gaikyo-1.pdf](#)」に記載のHSコードに該当するものです。
「塩」は食用であってもHACCPハード事業の対象外となるため、ご注意ください。

※2：規制の有無は農林水産省ウェブページの「各国の食品関連規制 (<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei.html>)」で確認できます。

4. 事業スケジュールについて

(1) 事業スケジュール（イメージ）

①計画策定	②審査	③事業実施	④規制対応の取組	⑤輸出拡大
✓ 事業計画を策定し、締切までに都道府県に応募 ※ 事業活用をお考えの場合は、お早めに都道府県窓口にご相談ください。	✓ 都道府県・国による審査 ※ 審査期間は 2か月程度 です。 ※ 交付決定まで 事業に着手できません 。	✓ 交付対象施設等の整備 ※ 事業は 単年度で完了 する必要があります。	✓ 規制対応に向けた取組（認証審査等）を実施 ※ 対応する規制の種類により、期間は異なります。	✓ 設定した成果目標まで輸出額を拡大 ※ 成果目標を達成する迄、毎年報告が必要です。
募集締切	交付決定	事業完了	規制対応完了 (認証取得等)	

ポイント

- ✓ 計画策定には半年程度時間を要することが想定されます。**募集状況にかかわらず、お早めに都道府県窓口にご相談ください。**
- ✓ 交付決定まで**事業に着手※できません**(※問33、34をご覧ください)。
- ✓ 事業は原則、**単年度で完了する必要があります**。

(2) 事業スケジュール（事例）

事業実施主体によりスケジュールは異なりますが、過去の優良事例の事業スケジュールは以下の通りです。

F社（令和2年当初予算）

取得予定認証：FSSC22000、有機JAS、コーシャ、ハラール
 整備内容：施設改修、機器導入

令和2年

令和3年

令和4年

令和5年

令和6年

事業開始
(R2年6月)

事業終了
(R3年3月)

FSSC22000取得
(R4年11月)

ハラール取得
(R6年8月)



有機JAS取得
(R4年3月)

コーシャ取得
(R5年4月)

N社（令和元年補正予算）

取得予定認証：輸出促進法第17条の施設認定（アメリカ、EU）
 整備内容：施設改修、機器導入

令和2年

令和3年

令和4年

令和5年

令和6年

事業開始
(R2年7月)

事業終了
(R3年3月)

対米施設認定
(R3年4月)

対EU施設認定
(R4年8月)

（1）募集スケジュール

年度により異なりますが、例年12月頃と4月頃に募集を行っております。募集状況は事業ホームページ、都道府県窓口にてご確認ください。

（参考）令和5年～令和7年度の募集期間



ポイント

- ✓ 計画策定には時間を要します。募集状況にかかわらず、お早めに都道府県窓口にご相談ください。
- ✓ 募集日程は年度により異なります。募集状況は事業ホームページ、都道府県窓口にてご確認ください。

HACCPハード

検索

【HACCPハード事業ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

（2）応募先

整備する施設等の所在する都道府県窓口にて計画書等の必要書類を提出します。

※本社と整備する施設等の所在する都道府県が異なる場合であっても、整備する施設等の所在する都道府県窓口にて応募します。

ポイント

- ✓ 事業の応募先は、整備する施設等の所在する都道府県窓口

（3）採択基準

事業の応募に当たっては、要綱に記載の各採択基準を満たしており、かつ、配分基準により16ポイント以上となっている必要があります。

ポイント

主な採択基準は

- ✓ 認定・認証の取得等の規制対応を行うこと
- ✓ 輸出額を2,000万円以上増加させること
- ✓ 投資効率が2.0以上であること
- ✓ 金融機関からの融資を対象事業費の10%以上受けること
- ✓ 輸出事業計画の認定を受けること 等

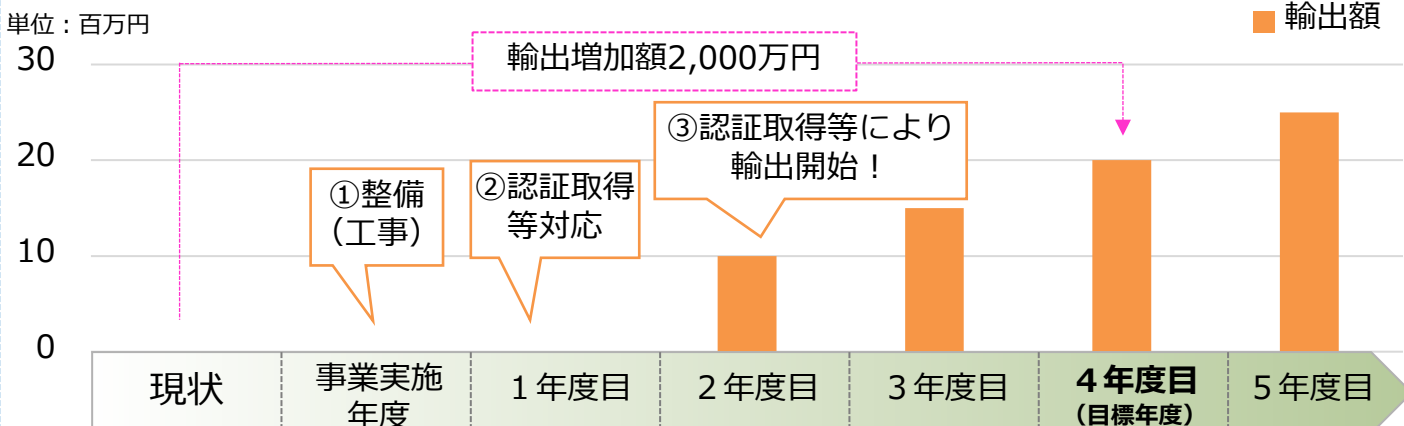
（4）成果目標

事業の応募に当たっては、成果目標として輸出額2,000万円以上、輸出量、取扱量、輸出割合を増加させる計画を策定する必要があります。

ポイント

- ✓ 「いつまでに（目標年度）」「どの国に（輸出先国）」「何を（輸出品目）」「どれだけ（輸出額・輸出量・取扱量・輸出割合）」輸出するのか目標を設定します。
- ✓ 目標年度は事業実施後5年以内で設定します。
- ✓ 輸出の増加額は本事業を活用し整備する施設等で製造等される製品の輸出額です。（事業者全体の輸出額ではありません。）
- ✓ 事業審査時に成果目標の設定根拠が適正であるか審査します。成果目標の設定根拠（商談記録等）を整理しておきましょう。

成果目標の設定例（目標年度を4年度目に設定）



※規制対応時期と整合性の取れている目標を設定します。（原則：整備→規制対応→輸出開始）

6. 問い合わせ先

事業者の皆様は都道府県窓口にご相談ください。

募集状況、都道府県窓口、要綱等はHACCPハード事業ホームページに掲載しております。

【HACCPハード事業ホームページ】

HACCPハード

検索

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>



【HACCPハード事業HP】

ポイント

✓ 問い合わせ先は、整備する施設等の所在する都道府県窓口

農林水産省問い合わせ先

農林水産省

輸出・国際局 輸出支援課

☎ 03-6744-2375

北海道農政事務所

生産経営事業部 事業支援課

☎ 011-330-8810

東北農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 022-221-6402

関東農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 048-740-0066

北陸農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 076-232-4233

東海農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 052-223-4619

近畿農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 075-414-9101

中国四国農政局

経営・事業部 輸出促進課

☎ 086-230-4258

九州農政局

経営・事業支援部 輸出促進課

☎ 096-300-6201

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 食料産業課

☎ 098-866-1673

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省



GFP

農林水産物・食品
輸出プロジェクト



【事業内容に関すること】

問1： HACCPハード事業とは何ですか？

答： 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（HACCPハード事業）は、食品製造事業者等の皆様が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援する事業です。

問2： 交付金の上限額、補助率を教えてください。

答： 交付金の上限額は6億円、補助率は1/2です。

問3： HACCPハード事業の対象か確認したい。

答： 簡易的には、P04の「事業対象確認フロー図」で確認いただけます。判断に迷う場合は、都道府県窓口にご確認下さい。

問4： 取得する認定・認証の種類に制限はありますか？

答： 制限はありませんが、以下の2点を満たしていることが必要です。

- ✓ 輸出に際し、輸出先国の政府や取引先に求められている
- ✓ 認定・認証取得に際し、認定・認証で規定する要求事項に対応した、施設・機器の整備が必要

問5： 相手先との契約上の条件でも「規制」に該当しますか？

答： 該当します。

例：「FSSC22000を取得したら輸入しますよ」と輸出先国の取引先から契約条件を提示されている場合

問6： 対象品目に制限はありますか？

答： 対象となる品目は「農林水産物」です。
なお、ここでいう「農林水産物」とは農林水産省ウェブページの「農林水産物輸出入情報・概況
(https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/joho_gaikyo.html)」の「農林水産物の対象範囲」に記載のHSコードに該当するものです。

「塩」は対象外となりますので、ご注意ください。

問7： 食品以外の農林水産物も対象になりますか？

答： 対象になりません。

問8： 工場の新設を行いたいのですが、対象になりますか？

答： 対象になります。
ただし、「掛かり増し分」のみが補助対象になります。

問9： 「掛かり増し分」とは何ですか？

答： 掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸出向け HACCP 認定・認証取得等の輸出先国の規制対応を行う場合の経費から、建築基準法に基づく構造耐力上主要な部分※（壁及び床版は除く。）の経費を差し引いた金額のことです。

※基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの

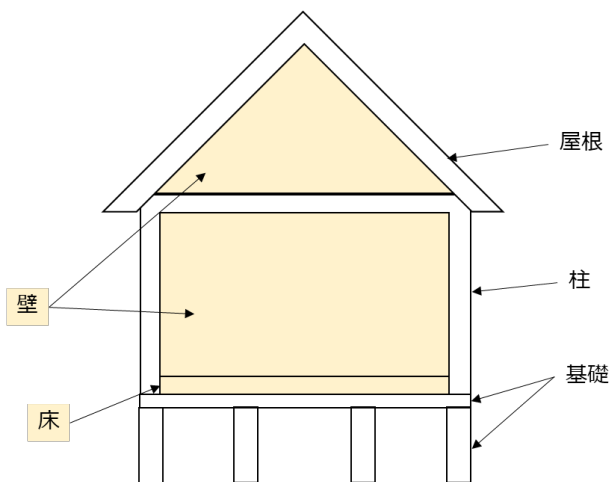
【掛かり増し分の交付金の例】

建物全体の建築費 1億円 → 掛かり増し分 5000万円 → 交付対象事業費 5000万円 → 交付金（補助率1/2） 2500万円

【「掛かり増し分」の模式図】

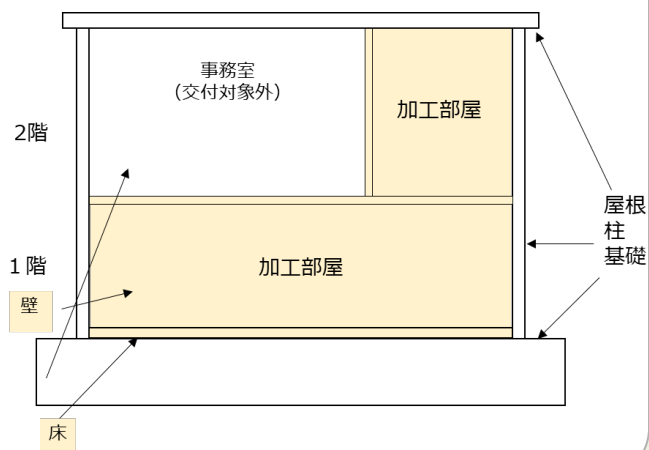
【例1】

□：交付対象 = 掛かり増し部分
(電気設備、空調設備、給排水設備を含む)
(構造耐力上主要な基礎、柱、屋根等は交付対象外)



【例2】

□：交付対象 = 掛かり増し部分
(食品製造等に関する部屋の壁、床)
(構造耐力上主要な部分は交付対象外)



問10： 機器の更新を行いたいですが、対象になりますか？

答： HACCP対応の機器に更新するなどの場合、対象になります。
なお、交付決定後に売却益が発生する場合は控除が必要です。

【売却益を控除した交付金の例】

更新後の機器の購入費 更新前の機器の売却益 交付対象事業費 交付金（補助率1/2）
100万円 - 10万円 = 90万円 → 45万円

問11： 過去の取組を参考にしたいです。

答： 農林水産省ウェブページに過去のHACCPハード事業の優良事例を掲載しております。

【優良事例】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp2.html>

問12： 工事に2年以上かかるのですが？

答： 申し訳ありませんが、令和7年度補正予算で採択された事業は、令和9年3月末までに完了する必要があります。
工事の工程につきまして、事前にご検討いただいたうえで、対象となる事業のみ応募ください。

問13： 過去にHACCPハード事業を活用しました。再度利用できますか？

答： 過去事業の成果目標を達成していれば活用できます。
なお、対応する規制の種類、輸出品目に制限がありますので、都道府県窓口にご確認ください。

問14： 効果促進事業のみ活用したいです。

答： 申し訳ありませんが、効果促進事業（HACCPの教育費用等）のみを補助することはできません。

問15： 過去のHACCPハード事業との違いは何ですか？

答： 令和7年度補正予算からの主な変更点

- ① 交付金の上限額の引き上げ（5億円→6億円）
- ② 採択要件の追加（輸出数量、取扱数量、輸出割合の増）
- ③ 売却益の控除（事業実施前より所有している同種の施設等を交付決定後に売却、下取り、廃棄その他の処分して発生する売却益を控除した金額で申請。）

問16： 食品製造事業者以外も活用できますか？

答： 食品流通事業者、中間加工業者、地方公共団体の皆様にも活用いただけます。
また、法人であれば、農林漁業者が組織する団体の皆様も活用いただけます。

問17： 事業の問い合わせ窓口はどこですか？

答： 整備する施設の所在する都道府県が窓口になります。
なお、都道府県窓口はHACCPハード事業ホームページに掲載しております。

【HACCPハード事業ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

HACCPハード

検索

【事業の応募、成果目標に関すること】

問18： 募集状況を確認したいです。

答： 事業の募集状況はHACCPハード事業のホームページをご覧ください。
ただ、都道府県窓口にご確認ください。
なお、HACCPハード事業の計画策定には時間がかかりますので、事業活用をお考えの場合は、募集状況によらず、都道府県窓口にご相談ください。

【HACCPハード事業ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

HACCPハード

検索

問19： 会社（本社）の所在地と事業で整備したい工場の所在地で都道府県が異なります。どこに応募すれば良いですか？

答： 工場の所在地の都道府県が窓口になります。

問20： 成果目標とは何ですか？

答： 計画策定時に設定いただく輸出増加額の目標です。
HACCPハード事業を活用し整備する施設等で製造等される製品の輸出額を事業実施後5年以内に2,000万円以上増加させる目標を設定します。

問21： 決算期が3月ではありません。事業（目標）年度はどう考えれば良いですか？

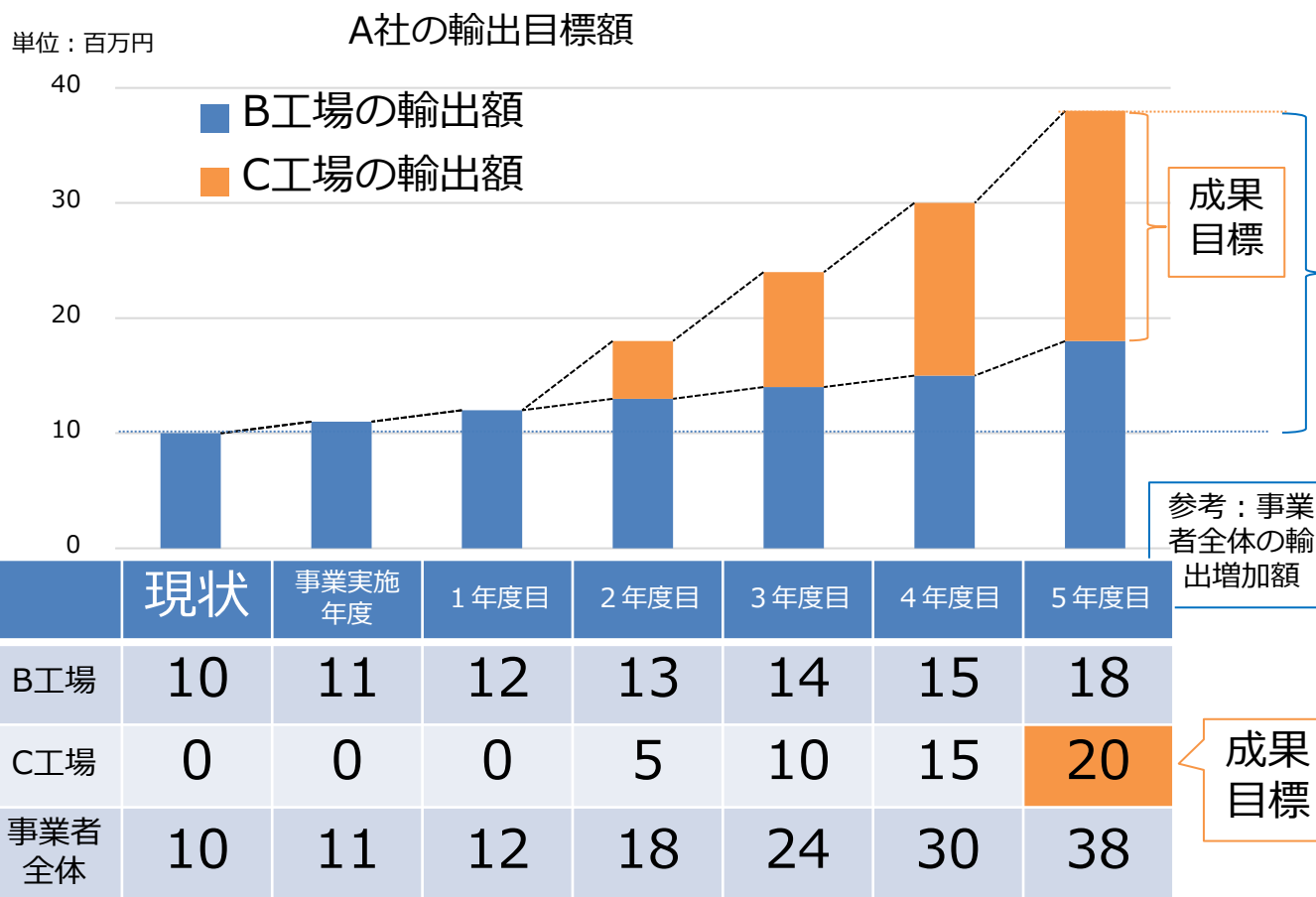
答： 事業者の決算期に合わせていただいても構いません。

問22：既に輸出実績があります。成果目標はどのように考えれば良いですか？

答：成果目標の対象となる輸出額は「本事業を活用し整備する施設等で製造等される製品の輸出額」ですので、これに該当する輸出増加額を成果目標として設定します。
事業者全体の輸出額ではありませんので、ご注意ください。

【例】 A社は既にB工場で輸出実績があり、C工場を新たにHACCPハード事業で整備する場合

この場合、成果目標の対象となる輸出額は、C工場分のみとなりますので、成果目標は2000万円となります。



問23：成果目標はどのように設定すれば良いですか？

答：商談記録等を踏まえ、妥当性のある目標を設定してください。
なお、成果目標の設定根拠が明確でない場合、計画に妥当性がないとして採択されないことがあります。

問24： 成果目標が達成できておりませんが、どのような手続きが必要ですか？

答： 成果目標を達成するまでの間、事業で整備した施設等で製造等された製品を輸出し続け、毎年都道府県知事への報告書の提出が必要となり、改善措置を講じる必要があります。

問25： 採択基準とは何ですか？

答： 要綱第7第1項で定める事業審査の前提となる基準です。この基準を全て満たしていない計画は審査の対象になりません。主な採択基準は以下の通りです。

- ✓ 認定・認証の取得等の規制対応を行うこと
- ✓ 輸出額を2,000万円以上増加させること
- ✓ 投資効率が2.0以上であること
- ✓ 金融機関からの融資を対象事業費の10%以上受けること
- ✓ 輸出事業計画の認定を受けること 等

問26： 配分基準とは何ですか？

答： 要綱第7第2項で定める事業評価の基準です。この基準により各事業のポイントを決定し、16ポイント以上の事業者を配分の対象とします。

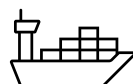
なお、各応募者からの申請額が募集額（予算額）を上回る場合は、ポイントの高い順に配分を行います。

主な配分基準は以下の通りです。

- ✓ 直近3年間の輸出額実績
- ✓ 取得済みの認定・認証の種類
- ✓ 成果目標（輸出増加額）
- ✓ 取得予定の認定・認証の種類
- ✓ 輸出商品の主原料における国産原料の使用割合 等

問27： 配分基準が16ポイント未満ですが、応募できますか？

答： 配分対象ではありませんので、応募することはできません。なお、16ポイント以上の計画で応募された場合でも、審査過程において、根拠資料が不十分等の理由によりポイントが減少する場合があります。



問28： 経常損益が赤字の事業者でも応募できますか？

答： 次のいずれかに該当する場合、採択基準を満たさないため応募することはできません。

- ✓ 直近3年の経常損益が3年連続赤字
- ✓ 直近の決算で債務超過となっている

なお、特段の事情があり、都道府県知事が特に必要と認める場合は、応募できる場合があります。

問29： 問28において、「都道府県が特に必要と認める場合」にはどのような場合が該当しますか？

答： 例えば、中小企業診断士による経営診断により事業の継続性が証明された場合は該当します。

問30： 同一の施設等に対して、当事業の交付金と他の国の補助金を併用しても良いですか？

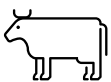
答： 同一の施設等に対して、他の国の補助金を併用できません。なお、同一の施設等に対して、国費を含まない地方自治体の補助金との併用は可能です。

問31： 異なる施設等であれば、当事業と他の国の補助事業を併用しても良いですか？

答： 当事業の交付対象外の施設等の経費であれば、他の国の補助事業を併用いただいて構いません。

問32： 輸出重点品目とは何ですか？

答： 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/>）」において、選定されている品目です。重点品目の取組の場合、配分基準においてポイントが加算されます。



【事業の実施に関すること】

問33： 事業に応募しました。事業に着手して良いですか？

答： 原則として※、交付決定前の事業着手は認められていません。都道府県からの交付決定通知をお待ちください。

※緊急かつやむを得ない事情により認められる場合があります。交付決定前着手をご検討の際は、必ず事前に都道府県窓口にご相談ください。

問34： 「事業に着手」とはどの時点でしょうか？

答： （交付対象事業分の）工事の契約や機器の発注を行った時点で「事業に着手」と判断されます。

8. リンク集

- ✓ HACCPハード事業ホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>
- ✓ HACCPハード事業優良事例
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp2.html>
- ✓ 農林水産物輸出入情報・概況
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/joho_gaikyo.html
- ✓ 農林水産物輸出入情報・概況（農林水産物の対象範囲）
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/attach/pdf/joho_gaikyo-1.pdf
- ✓ 各国の食品関連規制
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei.html>
- ✓ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 「重点品目」の確認はこちら
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/>
- ✓ 輸出事業計画 事業実施には認定が必要です
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html
- ✓ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト） 事業実施には登録が必要です（無料）
<https://www.gfp1.maff.go.jp/>（※外部リンク）

事業内容の整理用メモです。相談の際にご活用ください。

【基本情報】

✓ 事業者名 :

✓ 整備する施設の所在地 :

【取り組まれる輸出の内容】

✓ どの国に（輸出先国） :

✓ 何を（輸出品目） :

✓ どれだけ（輸出量/額） :

を輸出したい

そのために対応すべき
規制は？

✓ 規制の種類 :

規制対応のために必要
な整備内容は？

✓ 整備の内容 :

【自由記載欄】

事業内容の整理用メモです。相談の際にご活用ください。

【基本情報】

✓ 事業者名 : ○○株式会社（本社：東京）

✓ 整備する施設の所在地：△△県○○市（○○工場）

※相談先は
△△県です

【取り組まれる輸出の内容】

✓ どの国に（輸出先国） : 米国

✓ 何を（輸出品目） : ホタテ

✓ どれだけ（輸出量/額） : 3,000万円

を輸出したい

そのために対応すべき
規制は？

✓ 規制の種類 : アメリカ向け施設認定（対米HACCP）

規制対応のために必要
な整備内容は？

✓ 整備の内容 : 施設改修・機器整備

【自由記載欄】

- ・ ○○認証取得済み
- ・ 米国以外への輸出実績あり